

住所不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する規約

(目的)

第1条 この規約は、定款第10条第2項の規定に基づき、「みなし自由脱退」に関する手続きについて定めます。

(定義)

第2条 この規約において、第4条に定める基準日に自由脱退の予告があったとみなされた組合員を「みなし自由脱退対象者」、最終的に脱退したものとみなされた組合員を「みなし自由脱退者」といいます。

(組合員の所在確認)

第3条 理事長は、毎年1回以上、消費生活協同組合法第39条に定められた方法により、通知書等を郵送することにより、組合員の所在の確認を行うものとします。ただし、全組合員を対象とした出資金残高通知等によってこれにかえることができます。

(みなし自由脱退対象者)

第4条 前条に定める手続きの結果、毎年12月20日を基準日として、通知書等が2期連続して宛先不明で返送されて所在が確認できない組合員を理事会での確認に基づき、「みなし自由脱退対象者」とします。

2 ただし、事後において、本人からの申し出等により、その所在が確認された組合員は「みなし自由脱退対象者」から除外します。

(公告)

第5条 理事長は、「みなし自由脱退対象者」について、一定期間住所の変更届出の催告を組合の事務所の店頭を設置した掲示板及びホームページで公告するものとします。なお、「みなし自由脱退対象者」の名簿を主たる事務所に備えおくものとします。

(みなし自由脱退の手続き)

第6条 前条に定める公告を行った後、所在が確認できなかった「みなし自由脱退対象者」を、理事会での確認に基づいて、事業年度末をもって「みなし自由脱退者」として処理を行い、次の総代会に報告するものとします。

(組合員資格の回復)

第7条 前条の規定により「みなし自由脱退者」とされた後に、本人からの申し出等により、引き続き組合員資格を有することが確認できた組合員については、組合員資格の回復手続きを行うことができます。

(出資金の扱い)

第8条 「みなし自由脱退者」の出資金は、自由脱退したとみなされた事業年度末以降、2年間は預り金として管理を行い、その間に、出資金の「払戻し請求」があった時は、速やかに返還に応じなければなりません。

(改廃)

第9条 この規約の改廃は、総代会の議決によります。

附則

この規約は、2009年6月11日より施行します。